

## 高齢者虐待防止のための指針

### 1 基本方針

度会町地域包括支援センター（以下「事業所」という。）は、虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を行うことで高齢者の尊厳を守り、安心して日常生活を営むことができるよう、本指針を定める。

### 2 高齢者虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

#### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3 虐待防止のための具体的措置

#### (1) 虐待防止検討委員会の設置

ア 事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の委員長は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。

イ 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

ウ 委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。

エ 委員会は、次のような内容について協議し、その検討内容及び結果を職員へ周知する。

(ア) 指針・マニュアル等の整備・更新

(イ) 虐待防止のための職員研修の内容等に関すること

(ウ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

- (エ) 職員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること
- (オ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (カ) 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## (2) 職員研修の実施

- ア 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- イ 具体的には、次のプログラムにより実施する。
  - (ア) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - (イ) 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
  - (ウ) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - (エ) 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - (オ) 発生した場合の改善策
- ウ 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- エ 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

## 4 虐待の早期発見のための対応

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から利用者の生活状況や身体状況等から虐待の兆候を早期に発見するよう努める。

## 5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、担当者に報告し、担当者は、速やかに町へ報告するとともにコアメンバー会議（虐待対応ケース会議を兼ねる）を開催し、事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 事実確認の後、コアメンバー会議（虐待対応ケース会議を兼ねる）を開催し、虐待の有無の判断・緊急性の判断・対応方針の決定をする。
- (4) 虐待対応の手順については、別に定める。

## 6 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

事業所は、虐待に関する苦情相談を受け付けた場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、次のとおり対応する。

- (1) 担当者（場合によっては相談を受け付けた職員）は、受付記録を作成し、町へ報告する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
- (2) 受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

## 7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて成年後見サポートセンターを案内する等の支援を行うこととする。

## 8 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

### 附 則

本指針は、令和5年8月1日から施行する。